

兵庫県公立大学法人教職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「教職員就業規程」という。)第29条に基づき、給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「教職員」とは、教職員就業規程第3条1項及び第2項に規定する職員及び教職員就業規程第23条に規定する再雇用教職員(以下「再雇用教職員」という。)をいう。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給与の支払い)

第3条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、法人が必要と認めたときは、教職員から自己名義の預貯金口座への振込の申出により振込みの方法により支払うことができる

3 教職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。

(給与の種類)

第4条 教職員の給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

2 手当の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 初任給調整手当
- (5) 通勤手当
- (6) 単身赴任手当
- (7) 管理職手当
- (8) 特殊勤務手当

- (9) 超過勤務手当
- (10) 夜間勤務手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 管理教職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) へき地手当（これに準ずる手当を含む。）
- (16) 義務教育等教員特別手当

（給料）

第5条 教職員には兵庫県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（法人規程第42号。以下「勤務時間等規程」という。）第10条第1項で規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として給料を支給する。

（給料表）

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 大学教育職給料表（別表第2）
- (3) 高等学校教育職給料表（別表第3）
- (4) 中学校教育職給料表（別表第4）
- (5) 看護職給料表（別表第5）
- (6) 技能労務職給料表（別表第6）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 前項の等級別基準職務表の種類は、当該教職員に適用される給料表の別に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表級別基準職務表（別表第7）
- (2) 大学教育職給料表級別基準職務表（別表第8）
- (3) 高等学校教育職等級別基準職務表（別表第9）
- (4) 中学校教育職等級別基準職務表（別表第10）
- (5) 看護職給料表級別基準職務表（別表第11）

4 前2項に定めるもののほか、教職員の職務の分類に関して必要な事項は、別に定める。

(職務の級の定数及び職務の級の決定)

第7条 法人は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 教職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において別に定める資格の基準に従い決定する。

(初任給並びに昇格及び降格に伴う号給の決定)

第8条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定めるところにより決定するものとする。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合又は一の職から給料表の適用を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第9条 教職員の昇給は、別で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 教職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した教職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させる場合の号給数は、4号給(一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの(これらの教職員のうち、別に定める教職員に限る。))にあつては、3号給)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する教職員は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 技能労務職給料表が適用される教職員については、前項中「55歳に達した日」を「57歳に達した日」とする。

5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 教職員の昇給は、予算の範囲内において行わなければならない。

7 教職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは身体若しくは精神に著しい障害がある状態となった場合又は法人が別に定める理由

に該当し、その勤務成績が特に優秀である場合においては、昇給日以外の日においても、その者の現に受けている号給より上位の号給に昇給させることができる。

- 8 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関して必要な事項は、別に定める。

(復職者等の号給の調整)

第 10 条 教職員就業規程第 15 条に規定する休職又は勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇若しくは勤務時間等規程第 21 条第 1 項に規定する介護休暇のため勤務しなかった教職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(再雇用教職員の給料月額)

第 11 条 兵庫県公立大学法人再雇用教職員就業規程（平成 25 年法人規程第 26 号。以下「再雇用規程」という。）第 2 条の規定により採用された教職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再雇用規程第 5 条に規定する短時間再雇用教職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間等規程第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第 12 条 給料は、月の 1 日から末日までの期間についてその月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、月の 16 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。

- (1) 月の 16 日が日曜日に当たる場合 その月の 14 日
- (2) 月の 16 日が土曜日に当たる場合（次号に掲げる場合を除く。）その月の 15 日
- (3) 月の 16 日が土曜日でその前日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。次号において同じ。）に当たる場合 その月の 14 日
- (4) 月の 16 日が休日に当たる場合 その月の 17 日

- 3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、その

前日に支給する。

- (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
- 4 地域手当、初任給調整手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
 - 5 扶養手当、住居手当、及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後において支給する。
 - 6 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日までに支給する。
 - 7 超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当は勤務した月の翌月の給料の支給日までに支給する。ただし、12月1日から同月15日までの間に係るこれらの実績の支給については、同月21日以後において仮払いすることができるものとする。
 - 8 通勤手当の支給方法は、別に定める。

(非常時払)

第13条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、その者にその日までの給与をすみやかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- (3) その他法人が特に必要と認めるとき

(給料の支給)

第14条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日教職員になった場合においては、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合においては、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）(当該週休日に係る勤務時間等規程第9条に規定する週休日の振替を割り振られた場合は、当該週休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 5 前各項に定めるもののほか、給料の支給の方法に関して必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第 15 条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にある教職員で別に定めるものには、給料月額 100 分の 25 を超えない範囲で別に定める額を給料の調整額として、給料の支給に準じて支給する。

(教職調整額)

第 15 条の 2 職員のうちその属する職務の級が第 6 条第 1 項第 3 号の高等学校教育職給料表又は同項第 4 号の中学校教育職給料表の 3 級、2 級又は 1 級である者には、給料月額に 100 分の 4 を乗じて得た額を教職調整額として支給する。

(扶養手当)

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 10 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員(以下「一般職 10 級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の方途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員(以下「一般職 9 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)とし、前項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる

場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(扶養の届出)

第 17 条 新たに教職員となった者に扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 10 級以上職員等から一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を法人に届け出るものとする。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職 10 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職 10 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

(扶養手当の支給方法等)

第 18 条 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がいる場合においてはその者が教職員となった日、一般職 10 級以上職員等から一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同条第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職 10 級以上職員等以外の教職員から一般職 10 級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 10 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養

親族たる子に限る。)で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族(一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある一般職10級以上職員等が一般職10級以上職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職9級職員等が一般職9級職員等及び一般職10級以上職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある教職員で一般職10級以上職員等以外のものが一般職10級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級職員等及び一般職10級以上職員等以外のものが一般職9級職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第19条 地域手当は、別に定める地域に所在する勤務場所に勤務する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の9.4
- (2) 2級地 100分の6.4

(3) 3級地 100分の4.4

- 3 前項の地域手当の級地は、別に定める。
- 4 第1項に規定する別に定める地域に引続き6箇月を超えて勤務する教職員がその勤務する地域を異にして異動した場合又はこれらの教職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域にかかる地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動等を円滑に行うため、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域又は勤務場所等を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該教職員に対して支給する地域手当の額については別に定めるところによる。
 - (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が第19条第2項第1号に定める割合を超えるときは同号に定める割合とし、当該異動の日以後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等前の支給割合とする。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 国家公務員、地方公務員又はその他これらに準ずるものとして法人が認める者（以下「教職員以外の法人教職員等」という。）であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。その際の当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合は、職員の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「給与条例」という。）第16条の2、公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「公立学校給与条例」という。）第18条の2の規定による。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第20条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人又は兵庫県から貸与された住宅（以下「教職員住宅」という。）に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める住宅を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
 - (1) 23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（初任給調整手当）

- 第21条** 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で別に定めるものに新たに採用された教職員に対して、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
 - 3 初任給調整手当の支給を受ける教職員の範囲、支給期間、額及び支給の方法に関して必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

- 第22条** 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員に支給する。
- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使

用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用規程第5条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「短時間勤務教職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 通勤距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 通勤距離が片道30キロメートル以上である教職員 18,700円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、次に掲げる額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額

ア 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、交通機関等又は自動車等に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額(その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 通勤のために使用する自動車等を駐車するための駐車場で別で定めるもの(以下このイにおいて「駐車場」という。)を利用してその料金(以下このイにおいて「駐車料金」という。)を負担する場合にあっては、支給単位期間につき、別で定めるところにより算出した支給単位期間の駐車料金の額の2分の1に相当する額(ア)において「駐車料金2分の1相当額」という。)(次のア)又は(イ)に掲げるときにあっては、当該ア)又は(イ)に定める額)

(ア) 駐車料金2分の1相当額を支給単位期間の月数で除して得た額((イ)において「1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)が自動車等の種別に応じて3,000円を超えない範囲内において別で定める額(以下このア)及び(イ)において「支給上限額」という。)を超えるとき((イ)に掲げるときを除く。)支給単位期間につき、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(イ) 2以上の駐車場を利用するものとして駐車料金の額を算出するとき 次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額

a 1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額)の合計額が6,000円以下のとき 支給単位期間につき、駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額)

b 1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額)の合計額が6,000円を超えるとき 駐車場に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に

定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が30,000円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、教職員以外の法人職員等であった者から、引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して法人が認める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との均衡上必要があるとして法人が認める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、交通機関を利用してする通勤のため、別に定める橋その他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る運賃(以下「特定運賃」という。)を負担することを常例とする教職員(別に定める教職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特定運賃の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合に おける前3項の規定による額

- 6 通勤手当を支給された教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第 23 条** 単身赴任手当は勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した交通距離が 100 キロメートル以上である教職員にあつては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 教職員以外の法人教職員等であつた者から、引き続き教職員となった者のうち、第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員と同様の状況にあるとみとめられる教職員（採用の事情等を考慮して法人が認める教職員に限る。）その他同項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前各項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関する事項その他単身赴任手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

- 第 24 条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうちその特殊性に基づき別に定める職にある教職員に対して支給する。
- 2 管理職手当の月額は給料月額額の 100 分の 25 を超えない範囲内において、別に定める。

(特殊勤務手当)

第 25 条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当)

第 26 条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対して、その勤務した全時間について支給する。勤務時間等規程第 14 条に規定する休日（勤務時間等規程第 15 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）等において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた教職員についても、また同様とする。

- 2 超過勤務の額は、前項に規定するその勤務した 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 100 分の 125（週休日、国民の祝日及び年末年始の休日の時間外勤務の場合、100 分の 135）を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める場合であつて、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）である教職員には、当該深夜の時間について勤務 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額を前項に定める額に加算して支給する。
- 4 短時間勤務教職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の「100 分の 125」については、「100 分の 100」とする。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条により、あらかじめ勤務時間等規程第 7 条 2 項又は第 8 条の規定により割り振られた勤務時間（以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、その勤務した時間 1 時間につき、勤務時間 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間等規程第 7 条第 1 項、第 8 及び第 9 条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、その勤務した時間 1 時間につき、第 28 条で定める勤務時間

1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 7 勤務時間等規程第 12 条第 1 項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該間 1 時間につき、第 28 条で定める勤務時間 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 2 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、第 3 項に規定する割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 8 第 4 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用が有る場合における該当時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 2 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（夜間勤務手当）

第 27 条 夜間勤務手当は所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した教職員に対して、その勤務した全時間に対して支給する。

- 2 勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

（超過勤務等の計算の基礎となる 1 時間当たりの給与額の算出）

第 28 条 勤務時間 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を、1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じて得た数から 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得た数（短時間勤務教職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間等規程第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（円未満の端数は 1 円とする。）とする。

- （1） 地域手当（給料の月額に対するものに限る。）
- （2） 初任給調整手当
- （3） 管理職手当
- （4） 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）

(宿日直手当)

第 29 条 宿日直手当は、勤務時間等規程第 10 条第 1 項に掲げる勤務を命ぜられた教職員に対して、当該勤務について支給する。

- 2 前項の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、4,400 円（別に定める管理又は指導の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務又は日直勤務にあっては、7,400 円）とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(管理教職員特別勤務手当)

第 30 条 管理教職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務したときに、その者に対して支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、その者に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 1 項に規定するとき 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

- (2) 前項に規定するとき 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に支給に関して必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当に関する規定の適用除外)

第 31 条 第 26 条の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。

- (1) 管理職手当を受ける教職員（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 教職員のうち第 6 条第 1 項第 3 号の高等学校教育職給料表又は同項第 4 号の中学校教育職給料表の適用を受ける者

- 2 前項の規定に関わらず、第 1 号の者については、第 26 条第 3 項の規定を適用する。

(期末手当)

第 32 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 34 条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれの基準

日の属する月の第12条第3項に定める日（次条及び34条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、別に定める教職員に限る。以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において教職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の職階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規程第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規程第24条第1項の規定により解雇された教職員

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの

第34条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他 これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 5 前項の規定は、法人が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 法人は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の第12条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部教職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の45（特定幹部教職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第32条第5項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第12条第3項で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(へき地手当)

第35条の2 へき地手当(これに準ずる手当を含む。)は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する組織等に勤務する教職員に対して支給する。

2 前項に規定する手当の支給を受ける教職員の範囲、額及び支給の方法は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第35条の3 義務教育等教員特別手当は、職員のうち第6条第1項第4号の中学校教育職給料表の適用を受ける者に対して支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再雇用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、別に定める。

3 職員のうち第6条第1項第3号の高等学校教育職給料表の適用を受ける者については、第1項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用教職員についての適用除外)

第36条 第4条第2項第1号、第3号、第4号、第6号、第16条から第18条並びに第20条から第21条の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(給与の減額)

第37条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合においては、次に掲げる時間、日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、給料の月額、給料の調整額、給料の月額に対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第3条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間等規程第12条に規定する超勤代休時間

- (2) 勤務時間等規程第 14 条に規定する休日（勤務時間等規程第 15 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）
- (3) 勤務時間等規程第 18 条に規定する年次休暇の期間
- (4) 勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇の期間
- (5) 勤務時間等規程第 20 条に規定する特別休暇の期間（同条第 2 項に規定する期間を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な理由があるものとして別に定める場合にあっては、別に定める期間

（給料の不支給）

- 第 38 条** 前条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料を支給しない。ただし、別に定める手当の算定については、当該教職員に給料の支給があるものとした場合にその者が受けるべき給料の額をその算定の基礎となる給料の額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

- 第 39 条** 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定に該当し休職されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 教職員が結核性疾患にかかり、教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定に該当し休職されたときは、その休職期間が満 2 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
 - 3 教職員が、前 2 項以外の心身の故障により、教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規程に該当し休職された場合においては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
 - 4 教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 2 号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60

以内を支給することができる。

- 5 教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、前各項との均衡を考慮し、給料等のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 休職された教職員には、前 5 項に定める給与のほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する教職員が、これらの規定に規定する期間内で第 32 条第 1 項に規定する基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡したときは、第 12 条第 3 項に定める日に、それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第 33 条及び第 34 条の規定を準用する。この場合において、第 33 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 39 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児短時間教職員等の給与の特例)

第 40 条 勤務時間等規程第 2 条に規定する育児短時間勤務教職員にかかる給与の特例は別に定める。

(給与の改定)

第 41 条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することができる。

(補則)

第 42 条 この規程の実施に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(承継教職員の給与)

- 2 施行日の前日に給与条例第 8 条、公立学校給与条例第 8 条及び兵庫県単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 35 年兵庫県規則第 16 号。以下「単純労務職員給与規則」という。）第 3 条に規定する給料表の適用を受けていた教職員で施行日に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の適用を受けたもの（以下「承継教職員」という。）の施行日における第 6 条に規定する給料表は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ同表の右欄に掲げる給料表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

給与条例第 8 条 行政職給料表	一般職給料表
公立学校給与条例第 8 条 大学教育職給料表	教育職給料表
給与条例第 8 条 看護職給料表	看護職給料表
単純労務職員給与規則第 3 条 技能労務職給料表	技能労務職給料表

- 3 承継教職員等の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。
- 4 法人の認定を必要とする承継教職員の手当のうち、施行日の前日以前に兵庫県知事の認定があったものについては、施行日に法人の認定があったものとみなすものとする。ただし施行日の前日付で支給が終了するものを除く。
- 5 施行日以後最初に行われる承継教職員に係る第 9 条の昇給に係る同条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く兵庫県職員としての在職期間に係る当該教職員の勤務成績を同条の勤務成績とみなす。
- 6 平成 25 年 6 月 1 日を基準日とする承継教職員の期末手当及び勤勉手当の支給に係る第 32 条及び 35 条の規定の適用については、設立日の前日までの引き続く兵庫県職員としての在職期間は、第 32 条及び第 35 条の在職期間及び勤務期間とみなす。
- 7 承継教職員で、設立日の前日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年兵庫県条例第 10 号。以下「改正条例」という。）附則第 8 項から第 10 項の規定による給料を支給されていたものには、この規程による給料月額のほか、従前の例により計算した給料を支給する。
- 8 承継教職員で、法人設立前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年兵庫県条例第 39 号。）附則第 8 項の規定が適用されていた教職員について、病欠休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しない日につき、給料を半減する。
- （住居手当の特例）**
- 9 当分の間、第 20 条第 2 項第 2 号中「16,000 円」とあるのは、「17,000 円」とする。
- （通勤手当の特例）**
- 10 第 22 条第 1 項第 3 号に掲げる教職員のうち、自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする教職員の通勤手当に係る同条第 2 項第 3 号の規定の適用については、別に定める日までの間、同号ア中「4,000 円」とあるのは、「20,000 円」とする。

11 前項に規定する別に定める日までの間の通勤手当に係る第 22 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第 10 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

12 附則第 10 項に規定する別に定める日までの間の通勤手当に係る第 22 条第 4 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第 11 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（管理職手当の特例）

13 管理職手当の月額、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 24 条の規定により定められる額から当該額に 100 分の 12 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

（単身赴任手当に関する特例）

14 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 23 条第 2 項の規定の適用については、この規定中「30,000 円」とあるのは、「30,000 円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 12 月 13 日から施行する。ただし、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定については平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、附則 17 項並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項の規定及び公益的

人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月 20 日兵庫県条例第 45 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき兵庫県から法人に派遣される教職員の取り扱いについては理事長が別に定める日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（給料に関する経過措置）

2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる教職員には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員であって、同日後においてその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達したことがないものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（1） 現給保障基準額

（2） 現給保障基準額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の 4 分の 1 に相当する額

ア 現給保障基準額を平成 18 年 3 月 31 日においてその者の受けていた給料月額で除して得た数に平成 20 年 3 月 31 日においてその者の受けていた給料月額を乗じて得た額

イ 切替日の前日においてその者の受けていた給料月額

ウ その者の受ける給料月額

4 附則第 9 項の給料月額には、前 2 項の規定により支給される給料の額を含む。

附 則（平成 28 年 2 月 3 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。ただし平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 16 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。ただし、次の各号に定める日から適用する。

（1） 第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 18 条の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日

（2） 前号以外の規定 平成 28 年 4 月 1 日

（扶養手当に関する経過措置）

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 16 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

<p>第 16 条 第 3 項</p>	<p>扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員（以下「一般職 9 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）とし、前項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円</p>	<p>前項第 1 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円とし、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とし、同項第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）</p>
<p>第 17 条</p>	<p>扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 10 級以上職員等から一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等</p> <p>その旨</p>	<p>扶養親族</p> <p>その旨（新たに教職員となった者に扶養親族たる父母等がある場合又は教職員に新たに扶養親族たる父母等としての要件を具備するに至った者がある場合において、その教職員に</p>

		配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合又は教職員に扶養親族たる子がある場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第18条第1項	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日	なった日
	同条の規定による届出に係るものがない場合	前条の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の教職員から一般職10級以上職員等となった教職	死亡した日

	員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	
第18条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その事実	又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第18条第2項第2号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第1項ただし書及び第18条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄

に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第16条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族
	(一般政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員(以下「一般職9級職員等」という。)にあつては、3,500円)とし、前項第2号	とし、同項第2号
第17条	扶養親族(一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第17条第1号	場合(一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第17条第2号	場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第18条第1項	扶養親族(一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
	なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日	なった日
	同条の規定による届出に係る	前条の規定による届出に係る

	ものがない場合	ものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の教職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	死亡した日
第18条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第18条第2項第2号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第1項ただし書並びに第18条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第16条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	が9級	が9级以上
	一般職9級職員等	一般職9级以上職員等
	前項第2号	同項第2号
第17条	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第17条第1号	場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第17条第2号	場合及び一般職10級以上職員	場合

号	等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	
第 18 条 第 1 項	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日	なった日
	同条の規定による届出に係るものがない場合	前条の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	死亡した日
第 18 条 第 2 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 18 条 第 2 項第 2 号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第 18 条 第 2 項第 4 号	一般職 9 級職員等が一般職 9 級職員等及び一般職10級以上職員等	一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上職員等
第 18 条 第 2 項第 6 号	一般職 9 級職員等及び一般職 10 級以上職員等	一般職 9 級以上職員等
	が一般職 9 級職員等	が一般職 9 級以上職員等

(給料月額の特例)

5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、別表第 1 から別表第 6 までの規定の適用については、別表第 1 備考中「適用する」とあるのは「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が 7 級以下である職員の給料月額は、この表の額に 800 円をそれぞれ加算した額とする」と、別表 2 備考中「適用する」とあるのは、「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が 3 級以下である職員の給料月額は、この表の額に 800 円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第 3 備考 2 中「7,700 円」とあるのは「8,500 円」と、「とする」とあるのは「とし、その職務の級が 3 級以下である職員の給料月額は、この表の額に 800 円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第 4 備考 2 中「7,500 円」とあるのは「8,300 円」と、「とする」とあるのは、「とし、その職務の級が 3 級以下である職員の給料月額は、この表の額に 800 円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第 5 備考中「適用する」とあるのは「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が 5 級以下である職員の給料月額は、この表の額に 800 円をそれぞれ加算した額とする」とする。この場合における平成 25 年改正附則第 9 項の規定の適用については、同項中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第 5 項」とする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 公立大学法人兵庫県立大学組織規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 25 号。）第 8 条の 2 に規定する附属高等学校及び附属中学校における給与に関しては、当分の間、この規定に定めるところに抵触しない限りにおいて、兵庫県公立学校教職員給与関係規程及び兵庫県教育関係通知を準用するものとする。

附 則（平成 29 年 12 月 15 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。ただし、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 14 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。ただし、次の各項に定める日から適用する。

- 1 第 22 条の改正規定 平成 31 年 1 月 1 日
- 2 第 32 条の改正規定 平成 31 年 4 月 1 日
- 3 前 2 項以外の規定 平成 30 年 4 月 1 日

附 則（平成 31 年 3 月 28 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行する。ただし、次の各項に定める日から適用する。

- 1 第 22 条の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 前項以外の規定 平成 31 年 4 月 1 日

附 則（令和 2 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の第 2 項については、令和 2 年 11 月 30 日から適用する。

（期末手当の特例）

- 2 令和 2 年 12 月に支給する職員の期末手当に係る第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 105」とする。

附 則（令和 2 年 12 月 2 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。